

学校感染症・登学許可証明書記載について（ご依頼）

学校保健安全法施行規則第18条に基づき、以下の武庫川女子大学・同短期大学部の規定で定められた感染症に罹患した学生については登学禁止とし、欠席した授業の代替対応及び試験公欠の申請を認めております。

つきましては、お手数ですが、本学学生の疾患が軽快し他への感染のおそれなくなり、登学に支障がないことを、下記の証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 武庫川女子大学・同短期大学部
健康サポートセンター：0798-45-3545（直通）
教務部：0798-45-3524（直通）

学校感染症・登学許可証明書

1. 氏 名： _____

上記の学生が感染症に罹患していましたが、今日現在、本疾患が軽快し感染のおそれがないものとして登学可能であると考えます。

2. 感染症名（該当欄に○印を付けてください。）

	感染症名	登学禁止期間
	第一種感染症 感染症名【 _____ 】	治癒するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日（発症の翌日を1日目として）を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
※	第三種感染症（該当の病名を○で囲んでください。） コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症【 _____ 】	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第三種感染症の授業の代替対応については、流行等の状態により別途判断となります。

3. 初 診： 20 年 月 日

4. 登学禁止期間：

上記の疾患により、20 年 月 日から 20 年 月 日まで、大学内での感染拡散の危険性があるため、登学禁止が妥当であったことを証明します。

医療機関名・住所	20 年 月 日
医師名	印

学生は本証明書を今年度の STUDENT GUIDE—For Academic Studies で示す提出期限までに教務部※に提出してください。 ※建築学部は建築学部事務室、薬学部は薬学部事務室に提出。